

規 程 番 号	I 経営－1
制 定	平成12年3月1日
最 終 改 定	令和4年6月29日
所 管 部 門	管理統括部

株式取扱規程

第1章 総 则

(目 的)

第1条 ダイコク電機株式会社（以下会社という）の株主権行使の手続と株式に関する取扱いは、株式会社証券保管振替機構（以下機構という）と株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下証券会社等という）が定めるところによるほか、会社定款の定めに基づきこの規程に定める。

(株主名簿管理人)

第2条 会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知〔社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という）第154条第3項に規定された通知（以下個別株主通知という）を除く〕により行う。

- ②前項のほか、新株式発行や法令の定めによる場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行う。
- ③株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出る。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出る。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出る。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出る。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出る。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 会社に対する株主からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む）が請求や株主権行使（以下請求等という）をする場合は、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下証明資料等という）を添付、又は提供する。ただし、会社において本人から

の請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ②会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付する。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所を記載する。
- ④代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続

(書面交付請求及び異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を会社に直接行使するときは、個別株主通知の申出をした上、署名又は記名押印した書面により行う。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により会社が定める分量は、次のとおりとする。

- (1) 提案の理由は各議案ごとに400字
- (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項は各候補者ごとに400字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行う。

(買取価格の決定)

第15条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただ

し、その日に売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初に行われた売買取引の成立価格とする。

②前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第16条 会社は、前条により算出された買取価格から第19条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払う。ただし、買取価格が剩余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払う。

②買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に会社の振替口座に振替える。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第18条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認や特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第6章 手数料

(手数料)

第19条 第15条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、無料とする。

(附 則)

第1条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

第2条 この規程は、令和4年6月29日より施行する。